

第5編 原子力・その他事故災害編

第1章 原子力災害対策

第1節	原子力災害対策の方針	701
第2節	原子力災害事前対策	709
第3節	緊急事態災害応急対策	717
第4節	原子力災害中長期対策	731

第1節 原子力災害対策の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は事業所外運搬における、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2 計画の基礎とすべき災害の想定

1 対象となる原子力事業所

原子力災害対策編における原子力災害対策は、下表の2基の原子炉を対象とする。

事業者名	北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住1	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	135万8千kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉（BWR）	改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）
熱出力	159万3千kW	392万6千kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン
装荷量	約64トン	約150トン
運転開始	平成5年7月30日	平成18年3月15日

志賀原発からの距離



2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

災害対策指針における原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。

(1) 原子炉施設等で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

(2) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

① 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

② 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

第3 緊急事態の段階

緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。このため県においては、国の原子力災害対策指針（H24.10.31 原子力規制委員会策定（以下、指針という。））を踏まえ、緊急事態への対応状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応の基本的考え方について以下のように整理されている。

(1) 準備段階

北陸電力、国、県、市等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、訓練等で検証・評価し、改善する。

(2) 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

(3) 中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

(4) 復旧段階

段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動の復帰の支援を行う。

第4 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方

1. 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）

(1) 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、国の原子力災害対策指針においては以下のとおり、発電所の

状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき防護措置の枠組みについての概要が示されている。

志賀原子力発電所において、緊急事態が発生した場合の対応は、概ね次のとおりである。

ア 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがあるが、緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要援護者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクの高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤（医薬品ヨウ化カリウム（丸薬、内服薬）を指す。以下同じ。）を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施の必要な者をいう。以下同じ。）の避難など時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のPAZ（第1節第5の1.で述べるPAZをいう。以下同じ。）内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

イ 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、県、石川県、氷見市等は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地県である石川県が中心となって、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要援護者を対象とした避難を実施しなければならない。

ウ 全面緊急事態

全面緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の自治体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、立地自治体等は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内（第1節第5の1.で述べるUPZをいう。以下同じ。）においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

(2) EALの具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル（EAL）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行うことされており、北陸電力の原子力事業者防災業務計画を踏まえた志賀原子力発電所に関するEALは、富山県地域防災計画「原子力災害編」を参照。

2. 運用上の介入レベル（OIL）

（1）基本的考え方

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、氷見市等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

※ スクリーニング（被ばく者の汚染検査）

スクリーニングによる汚染程度の把握は、緊急被ばく医療（急性放射線障害等の確定的影響の回避と確率的影響のリスクの低減、安定ヨウ素剤の投与指示の判断、汚染の拡大防止等）の実施に不可欠。

（2）運用上の介入レベル（OIL）具体的な基準と防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Levels。以下「OIL」という。）を設定する。防護措置を実施する国、県、氷見市等においては、緊急時モニタリングの結果をOILの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておくこととされている。

原子力規制委員会が、各種防護措置に対応するOILの初期設定値として設定した内容を次表に掲載する。

なお、同表の値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定されたものである。

本来、IAEAでは、まず緊急時に住民等を最適に防護するための基準（包括的判断基準）を定め、そこからOILを導出することとしている。このため、国においても、原子力規制委員会が、今後、IAEAからOILの導出に係る情報が公表され、我が国におけるOILの検討に必要な環境が整った際には、包括的判断基準からOILを算出し、今回設定したOILの見直しを検討するとされている。

※ IAEA

IAEAは、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency）の略称である。国際連合傘下の自治機関であり、原子力の平和利用を促進し、軍事転用されないための保障措置の実施をする国際機関である。

O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定地 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000 cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm ※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。			1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
		O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止する際の基準	核種※7	飲料水牛乳・乳製品	
	放射性ヨウ素	300Bq/kg		2,000Bq/kg ※8		
	放射性セシウム	200Bq/kg		500Bq/kg		
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg		10Bq/kg		
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第5 本市における防護措置の基本的考え方

1. 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域

原子力災害対策指針によれば、原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとして、以下の区域が示されている。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに準じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、「原子力施設から概ね半径5 km」を目安とする。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、「原子力施設から概ね30 km」を目安とする。

2. 原子力災害対策重点区域外（UPZ外）である本市の防護措置の考え方

(1) 原子力災害対策指針におけるUPZ外の防護措置の考え方

原子力災害対策指針では、「UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある」とし、その際に講ずべき防護措置として、「UPZ外においては、UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある」とされている。

UPZ外の屋内退避については、専門的知見を有する原子力規制委員会が、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえて判断し、国の原子力災害対策本部から県へ指示するとされている。市町村は県からの指示を受け、地域住民に伝達することになる。

また、緊急時には、異常事態の内容等を定期的に繰り返し住民等に対して情報提供するとともに、UPZ外においては、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならないとされている。

(2) 本市における防災措置の考え方

本市は、志賀原子力発電所から約35 km以上離れており、UPZ外に位置する。

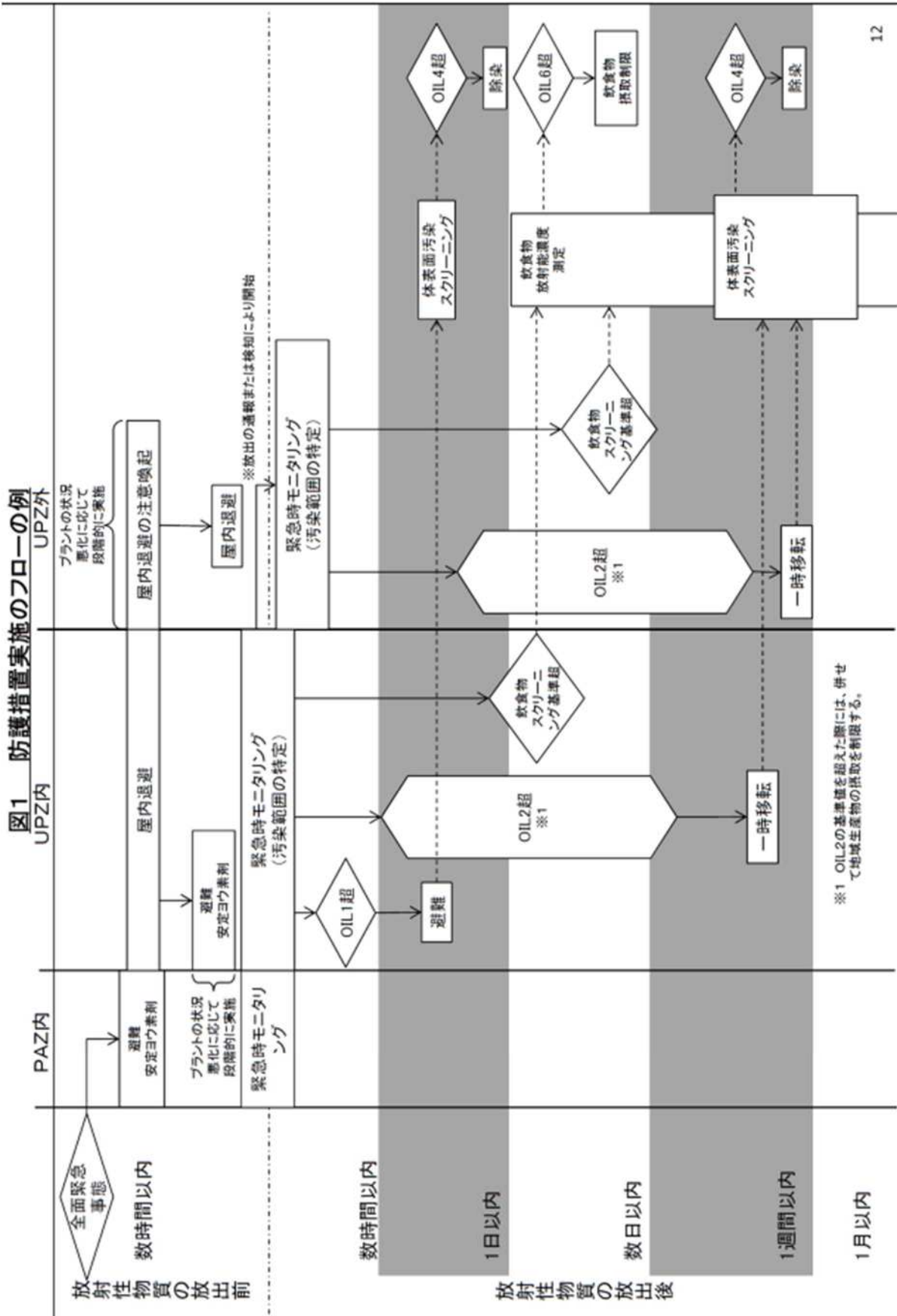
本市においては、原子力災害対策指針によるUPZ外の防護措置の考え方を踏まえ、屋内退避の指示を受ける可能性があることを前提に、第2節「原子力災害事前対策」、第3節「緊急事態災害応急対策」、第4節「原子力災害中長期対策」を計画する。

【参考資料】原子力災害対策指針による防護措置の想定

事業者 O I L O I L	PAZ(～概ね5km)※1		UPZ(概ね5～30km)		UPZ外(概ね30km～)			
	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L 1 O I L	事業者 共同団体 国							
	事業者 共同団体 国	国及び自治体へ通報	緊急時モニタリングの実施 ・住民等への情報伝達	【避難】 ・避難の実施				【避難】 ・(近)避難の実施 ・(遠)避難の受入れ
	事業者 共同団体 国	自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示		自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供		【避難】 ・避難範囲の決定 ・(遠)自治体に避難の実施 ・(近)自治体に避難の受入れを要請 ・(近)自治体への情報提供
	事業者 共同団体 国	国及び自治体へ通報						
	事業者 共同団体 国	住民等への情報伝達	緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定		住民等への情報伝達		
	事業者 共同団体 国	自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示		自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供		【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
O I L 4 O I L 2	事業者 共同団体 国							
	事業者 共同団体 国	国及び自治体へ通報	スクリーニングへの協力					
	事業者 共同団体 国	住民等への情報伝達	スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施		住民等への情報伝達		【体表面除染】 ・体表面除染の実施
	事業者 共同団体 国	自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示		自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供		【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示
	事業者 共同団体 国	国及び自治体へ通報						
	事業者 共同団体 国	住民等への情報伝達	緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施		住民等への情報伝達		【一時移転】 ・(近)一時移転の実施 ・(遠)一時移転の受入れ
O I L 6	事業者 共同団体 国							
	事業者 共同団体 国	国及び自治体へ通報	緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転の実施 ・自治体に一時移転の実施を指示				【一時移転】 ・(近)一時移転の実施 ・(遠)一時移転の受入れを要請 ・(近)自治体への情報提供
	事業者 共同団体 国	自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示		自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供		【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(遠)自治体に一時移転の受入れを要請 ・(近)自治体への情報提供
	事業者 共同団体 国	国及び自治体へ通報						
	事業者 共同団体 国	住民等への情報伝達	個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施		住民等への情報伝達		【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
	事業者 共同団体 国	自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	個別品目の放射性物質の濃度測定を実施 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示		自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供		【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

図1 防護措置実施のフローの例



第2節 原子力災害事前対策

第1 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、必要に応じて、国、県、北陸電力、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

1. 情報収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、北陸電力、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を整備する。

※ 夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を確保しておく。

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備に努める。

(4) 非常通信協議会との連絡

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進に努める。

(5) 連絡調整会議への出席

市は、県が開催する県及び県内市町村による市町村原子力防災主管課長会議に出席し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。

(6) 県西部6市での情報交換

志賀原子力発電所から50 kmの範囲の地域を含む県西部6市で情報交換を行うなど、各種対策に関する調査研究を行う。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

(2) 原子力防災関連情報の利用促進

市は、国、県等で収集・蓄積された原子力防災関連情報について関係機関の利用が円滑に行われるよう、県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び北陸電力と連携して応急対策の的確な実施に資するため、必要に応じて以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備する。

〔整備を行うべき資料〕

- ① 社会環境に関する資料
 - ア 周辺地図
 - イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。)の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。)
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備等の情報を含む。)
 - エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。)
 - オ 周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、高齢者福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。)
 - カ 被ばく医療機関に関する資料（位置・収容能力・対応能力・搬送ルート及び手段等）
- ② 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料（周辺測点における風向、風速、及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
 - イ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去の統計値）
 - ウ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - エ 農林水産物の生産及び出荷状況
- ③ 防護資機材に関する資料
 - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ④ 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料
 - ア 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制
- ⑤ 避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難方法説明資料（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す広域避難を前提とした市町村間調整済みのもの）

3. 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

- ① 市防災行政無線の確保・活用

市は、国、県とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。
- ② 災害時優先電話等の活用

市は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者より提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。
- ③ 通信輻輳の防止

市は、関係機関と連携し、移動通信系の運用において、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、北陸総合通信局と事前の調整を実施する
- ④ 非常用電源等の確保

市は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水への対応を考慮して設置等を図る。

る。

⑤ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第2 緊急事態応急体制の整備

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

※ 情報収集事態

石川県志賀町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（石川県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。

情報収集事態においては、被災状況等の把握に努めながら、必要に応じ、警戒体制へ移行できるよう準備をすることとされている。

2. 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

※ 原子力緊急事態宣言

原子力事業所の区域付近において政令基準（1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量が2地点以上又は10分間以上継続）以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう（原災法第15条）。

原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

3. 防災関係機関相互の連携・応援体制等の整備

(1) 防災関係機関相互の連携体制の整備

市は、平常時から国、県、警察、小矢部消防署、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県及び災害時相互応援協定締結市、県内市町村と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

第3 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成

市は、国、県及び北陸電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画の作成に努める。

2. 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

震災編 第1章 第11節 3 指定緊急避難所及び指定避難所の確保を準用する。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県等と協力し、住民等の避難及び広域避難者の受け入れを想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保に努める。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県及び県内市町村と連携し、P A Z、U P Z区域に含まれる市町村等からの広域一時滞
在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよ
う努める。

(5) 避難所における設備等の整備

震災編 第1章 第11節 3 指定緊急避難所及び指定避難所の確保を準用する。

(6) 物資の備蓄に係る整備

市は、避難住民の生活を確保するため、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活
に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のための
スペース、通信設備の整備等を進める。

3. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、放射線の影響を特に受けやすい子どもや妊産婦等に十分配慮するとともに、要配慮者
について、原子力災害の特殊性を踏まえて、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリ
スクとのバランスを考慮して、避難、コンクリート屋内退避等の適切な防護対策を講じるなど、
県の協力のもと、次の安全の確保対策に取り組む

(1) 避難行動要支援者の支援

震災編 第1章 第22節 3 在宅の要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者の支援 を準用
する。

(2) 社会福祉施設への緊急入所

市は、災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設
への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めるほか、社会福祉施設間
における災害協定の締結等を促進する。

(3) 医療機関・社会福祉施設における避難計画の整備

ア 病院等医療機関

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任
者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の等についての避難計画を作成する。

また、市は、住民に対して提供すべき情報をあらかじめ示し、周知する。

イ 社会福祉施設

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に入所者等の避難誘導體制に配慮する。

4. 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の作成に努める。

また、市は県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

6. 避難所・避難方法等の周知

市は、避難、スクリーニングの場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び北陸電力の協力のもと、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第4 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第5 救助・救急、防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2. 救助・救急機能の強化

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3. 防災業務関係者の安全確保

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県と相互に必要な情報交換を行う。

4. 物資の調達、供給活動

ア 市は、国、県及び北陸電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

イ 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

5. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、国から飲食物の出荷制限、摂取制限等の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

6. 医療資機材等の整備

市は、国、県から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

7. 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するための体制を整備する。

8. 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等への参加

市内の医療関係者等は、国、県及び関係機関が実施する被ばく医療等の教育・研修・訓練等へ積極的に参加する。

9. 緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制の整備

市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。

第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1. 情報項目の整理

市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて必要な住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民等に対して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方に関する検討(関連する用語の普遍化、平易化を含む。)や情報の受け手の理解の促進、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

2. 施設等の整備

市は、国、県と連携して、地震や雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び市防災行政無線(戸別受信機を含む)、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

3. 住民相談窓口の設置等

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

4. 要配慮者等への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

5. 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第7 原子力防災に関する知識の普及と人材育成

1. 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及と啓発

市は、国、県及び北陸電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること（低線量被ばくの健康影響、汚染スクリーニングの目的を含む。）
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること（緊急時の通報連絡体制、緊急時モニタリング等の結果の解釈の方法、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や防災活動の手順）
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること
- ⑧ 緊急時に取るべき行動
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること。

2. 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法

市は、次に掲げる方法によって、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

- ① 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発
- ② 市のホームページによる普及・啓発
- ③ 市の広報等による普及・啓発
- ④ 富山県自主防災アドバイザー及び市の防災士を活用した普及・啓発活動

3. 学校等との連携による防災教育の実施

市は、学校、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、学校等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るなど、防災に関する教育の充実に努める。

4. 要配慮者等への配慮

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。

5. 居場所と連絡先の災対本部への連絡に係る住民に対する周知

市は、災害対策本部が指定した避難所以外に避難した場合等には、居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

6. 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

第8 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

市は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、本市が含まれる場合には、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2. 訓練の実施

市は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、北陸電力等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

第3節 緊急事態災害応急対策

第1 情報の収集・連絡、緊急体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

原子力施設において警戒事態や施設敷地緊急事態が発生した場合、市は県より連絡を受けるとともに、受けた事項について関係機関に連絡する。

2. 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

市及び県は、施設敷地緊急事態発生後において各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

第2 活動体制の確立

1. 市の活動体制

(1) 災害対策本部等の設置基準及び動員体制

市職員は、発電所の情報に注意し、緊急時には次表の設置基準による体制をとる。

[設置基準及び動員体制]

配備（体制）区分	設置基準	動員対象職員
第1 非常配備 （警戒体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態発生時の連絡があったとき ・発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると市長が認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・全部長・理事 ・総務課 } 職員の半数程度 <ul style="list-style-type: none"> ・企画政策課 ・生活環境課 ・健康福祉課 ・社会福祉課 ・こども家庭課 ・教育総務課 } 各課若干名 ※その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに特別警戒体制に移行しうよう備える
第2 非常配備 （特別警戒体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態発生時の連絡があったとき ・県のモニタリングポスト等で施設敷地緊急事態に該当する放射線量が観測されたとき ・市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・全部長・理事 ・総務課 } 課員全員 <ul style="list-style-type: none"> ・その他の課 …… 各課若干名 ※各部所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行しうよう備える
第3 非常配備 （災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 	※職員全体をもって、応急対策を実施する ※なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、市防災行政無線を設置している最寄りの市の機関へ行く

(2) 職員の配備と伝達方法

ア 勤務時間内における配備と伝達

(ア) 配備の指示と指揮監督

各部局室課長は、各配備基準にあらかじめ定めた所属職員の配備計画に基づき、所属職員に配備を指示し、指揮監督する。

(イ) 配備指示の伝達

次の方法により行う。

- ・ 総務課 = チャットツール
- ・ 各部局室課長 = 口頭、庁内電話、チャットツール、携帯電話、携帯電話メール

イ 勤務時間外における配備と伝達

各部局室長は、配備基準に従い、所属職員に対し、あらかじめ定めた連絡方法・ルートにより、所定の場所に参集し配備につくよう指示する。

総務課は必要に応じ、チャットツール・登録制一斉メールによる伝達を行う。

(3) 警戒事態対策のための体制（警戒体制）

市は、警戒事態発生 of 通報を受けた場合、県と連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、災害警戒本部体制に移行できる警戒態勢をとるとともに、市の防災関係機関にその旨を連絡する。

[所掌事務]

課名	所掌事務
D X 推進課	1 広報活動に関すること 2 災害情報の収集に関すること
総務課	1 県、防災関係機関との連絡に関すること 2 事故状況の把握に関すること 3 警戒体制（緊急被ばく医療体制等）の総合調整に関すること
健康福祉課	1 健康被害の予防に関すること 2 緊急被ばく医療への協力に関すること 3 安定ヨウ素剤に関すること
社会福祉課	1 部内の連絡調整に関すること
教育総務課	1 部内の連絡調整に関すること

(4) 警戒事態対策のための体制（警戒体制）

ア 災害警戒本部の設置

市は、施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県と密接な連携を図りつつ、必要に応じ、災害警戒本部体制をとる。

部門名（部門長）	班名（班長）	所掌事務
本部統括（総務部長）	総務班（総務課長）	1 市災害警戒本部の設置、運営、及び廃止に関すること 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること 3 気象情報の収集、伝達に関すること 4 環境衛生班との連絡調整に関すること 5 部門内の連絡調整に関すること 6 職員の動員の準備に関すること
	広報班（D X 推進課長）	1 市災害警戒本部の広報に関すること 2 報道機関を通じた市民への情報提供に関すること

部門名（部門長）	班名（班長）	所掌事務
本部統括 （総務部長）	調整班 （企画政策課長）	1 県との連絡調整に関する事
市民生活支援 （民生部長）	救助・避難班 （税務課長）	1 部門内の連絡調整に関する事 2 保育所、こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等の状況把握に関する事 3 所管福祉施設の状況把握に関する事 4 緊急被ばく医療への協力に関する事 5 医療機関等との連絡調整に関する事 6 スクリーニング体制の準備に関する事 7 安定ヨウ素剤に関する事 8 老人福祉施設等の状況把握に関する事 9 小中学校の状況把握に関する事
	物資班 （財政課長）	1 庁用車（乗用）の配備に関する事
インフラ対応 （産業建設部長）	道路班 （農林課長）	1 部門内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事 2 道路状況の把握に関する事

イ 情報の収集

市は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、県等から情報を得るなど事故の状況の把握に努める。

(5) 災害対策本部の設置等

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態（全面緊急事態）宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

災害対策本部の廃止は、災害対策本部長が、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときとする。

〔所掌事務〕

部門名（部門長）	班名（班長）	所掌事務
本部統括 （総務部長）	総務班 （総務課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市災害対策本部の設置、運営、及び廃止に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 環境衛生班との連絡調整に関する事 5 職員の動員に関する事 6 職員の健康管理に関する事（被ばく管理） 7 災害従事職員の公務災害に関する事 8 避難指示等発令、警戒区域設定の自主防災組織への伝達に関する事 9 部門内の連絡調整に関する事
	広報班 （DX推進班）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市災害対策本部の広報に関する事 2 報道機関を通じた市民への情報提供に関する事
	調整班 （企画政策課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 県との連絡調整に関する事 2 被災者の総合相談に関する事 3 災害時における通信の確保に関する事 4 外国人の原子力災害応急対策に関する事
市民生活支援 （民生部長）	救助・避難班 （税務課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設・運営に関する事 2 災害救助活動の総括に関する事 3 保育所、こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等児童福祉施設の状況把握、避難誘導、その他原子力災害対策に関する事 4 要配慮者に係るとりまとめに関する事 5 被災者に対する生活保護及び法定外援助に関する事（見舞金品の取扱いを含む） 6 被災高齢者の援護に関する事 7 被災障害者の援護に関する事 8 所管福祉施設の状況把握、避難誘導、その他原子力災害対策に関する事 9 災害時におけるボランティア活動に関する事 10 被災時の市民相談に関する事 11 被災者の健康管理に関する事 12 スクリーニング体制に関する事 13 安定ヨウ素剤に関する事 14 被ばくに係る長期の健康調査に関する事 15 要配慮者に係るとりまとめに関する事 16 被災高齢者の援護に関する事 17 老人福祉施設等の状況把握、避難誘導、その他原子力災害対策に関する事 18 部内職員の動員に関する事 19 教育関係施設の原子力災害対策に関する事 20 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 21 小中学校等における児童及び生徒等の避難に関する事 22 小中学校等に避難所を開設することについての協力に関する事 23 児童及び生徒の避難に関する事

部門名（部門長）	班名（班長）	所掌事務
市民生活支援 （民生部長）	救助・避難班 （税務課長）	24 原子力防災についての教育に関する事 25 学校給食のモニタリングに関する事 26 社会教育施設及び社会体育施設の原子力災害対策に関する事 27 文化財及び文化施設の原子力災害対策に関する事
	物資班 （財政課長）	1 緊急輸送に関する事 2 人員、物資の輸送対策に関する事 3 庁用車（乗用）の配備に関する事 4 義援金品の出納及び保管に関する事 5 災害対策用物資の購入等の契約に関する事
	環境衛生班 （生活環境課長）	1 災害時の廃棄物の処理対策に関する事 2 放射性物質の付着した廃棄物（廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。）の処分に関する事 3 家庭動物等の保護に関する事 4 放射線防護に関する事 5 生活環境対策の総括に関する事 6 警戒区域設定の自治会等への伝達に関する事
インフラ対応 （産業建設部長）	道路班 （農林課長）	1 農林関係の災害対策の総括に関する事 2 飲食物の摂取制限の指示に関する事 3 農作物の出荷制限等に関する事 4 農作物の風評被害対策に関する事 5 災害時の応急食料（農産物）の調達についての協力に関する事 6 農地の放射性物質における汚染対策（除染）に関する事 7 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限等に関する事 8 家畜、畜産物及び飼料の風評被害対策に関する事 9 家畜の避難・処分等に関する事 10 林産物の出荷制限に関する事 11 林産物の風評被害対策に関する事 12 森林の放射性物質による汚染対策（除染）に関する事 13 林産物の放射性物質による汚染対策（除染）に関する事 14 小矢部川漁業協同組合との連絡調整に関する事 15 部内の災害対策の総括に関する事 16 道路交通（緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路等）の確保に関する事 17 観光客の原子力災害応急対策に関する事 18 観光施設の状況把握、避難誘導、その他原子力災害対策に関する事 19 その他部内他班に属しないこと
	住宅班 （都市建設課長）	1 応急仮設住宅対策に関する事 2 市営住宅の状況把握、避難誘導、その他原子力災害対策に関する事 3 商工業関係資材等の緊急輸送手配の総括に関する事 4 電力需給の状況把握に関する事 5 商工業製品等の風評被害対策に関する事

部門名（部門長）	班名（班長）	所掌事務
インフラ対応（産業建設部長）	上下水道班（上下水道課長）	1 給水制限等に関すること 2 給水に関すること 3 水質の汚染対策に関すること
消防（消防署長）	消防班（第2課長）	1 署内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること 2 住民の避難及び誘導に関すること
	消防団班（第1課長）	1 地域住民の避難誘導に関すること 2 被災地の警備に関すること

(6) 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

2. 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う

(2) 防護対策

市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を取るよう指示する。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、労働安全衛生法を遵守し、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- ② 市は県と連携又は独自に職員の被ばく防護策を講じ、防災業務の特殊性を考慮した管理を行う。
- ③ 市の放射線防護を担う班は、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- ④ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国及び県等と相互に密接な情報交換を行う。

3. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第3 屋内退避、避難収容等の防護活動

1. 屋内退避、避難等の防護対策の概念

(1) 屋内退避

屋内退避は、プルーム通過時の内部被ばくや外部被ばくを低減する場合や、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設等においては、入院患者や入居者等が避難することにより、健康状態を悪化させるリスクがあるなど、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

① UPZ外における措置

UPZ外においては、発電所の状況悪化等、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合において、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて国から屋内退避の実施の指示が出された場合、屋内退避を実施する。

② 屋内退避における留意点

屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うこととなる。

(2) 避難及び一時移転

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。

一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

① PAZにおける措置

PAZにおいては、発電所において、全面緊急事態に至った時点で、原則として、すべての住民の即時避難が実施される。

② UPZにおける措置

UPZにおいては、発電所の状況に応じて、段階的な避難を行うことも必要であり、緊急時モニタリングを実施し、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し、避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを実施し、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し、一時移転を実施する。

③ UPZ外における措置

UPZ外においては、放射性物質の放出後、OIL1、OIL2を超える地域が特定された場合には、避難や一時移転を実施する。

避難・一時移転の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2) 緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。	1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

2. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 市は、県より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ 市は、国から県を通じて避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

ウ 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、県等に対しても情報提供する。

エ 市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、県等に対して情報提供する。

オ 市は、国、県及び近隣市町村より広域避難受け入れ等の支援要請があった場合、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力する。

カ 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。

3. 避難所等

避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等のもとより、自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮する必要がある。また、避難所等の再移転が必要となる場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所等の事前調整が必要となる。

避難所等においては、状況に応じて避難者や持込物品等のスクリーニング(被ばく汚染調査)

を実施する場合がある。

(1) 避難及びスクリーニング等の場所の周知徹底等

市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

(2) 避難所等の適切な運営管理

市は、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、地区防災会等の協力を得ながら必要な体制を整える。

(3) 避難者等の情報の把握

市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努める。

(4) 避難所における生活環境の良好な維持

市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の確保に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(5) 避難者への心身のケア

市は、県と連携し、避難所における被災者が常に良好な衛生状態を保つよう努める。

避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、避難所の運営に当たり市は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また市は、県と連携し、避難者の生活習慣病（口腔ケア含む）の予防、心のケア等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(6) 避難所の運営における女性の参画の推進

市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(7) 旅館やホテル等の活用

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(8) 災害応急住宅の提供等

市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

4. 避難手段

市は、自家用車を含めバス、鉄道等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。

5. 広域一時滞在の受け入れ

市は、県及び被災した市町村から当市に対し、広域一時避難受け入れの申し入れがあった場合、当該市町村と協議し、受け入れに努める。

市は、避難所等を指定する際に、他の市町村からの一時避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努める。

6. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

スクリーニングによる汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには、不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも重要である。

市は、避難者の体表面汚染スクリーニングを実施する場合は、県と連携して作業に協力する。

7. 安定ヨウ素剤の予防服用

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて避難や一時移転等と併せて、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県、市に連絡することになっている。

市は、県からの指示に基づき、原則として医師の関与の下で、住民等への安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。

※「医師の関与」とは、安定ヨウ素剤の配布及び服用を行う現場に医師を立ち合わせ、安定ヨウ素剤を服用させてよいかどうかの判断、服用に伴う副作用発生時における応急措置や医療機関への搬送手続きをなどの対応を行うことである。

〔安定ヨウ素剤服用の留意事項〕

市は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、嘔吐、胃痛等の副作用が起きる可能性があることや、ヨウ素過敏症の既往歴のある者など服用禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。

- ア 安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がないこと。
- イ 安定ヨウ素剤の予防服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要があること。また、不注意による経口摂取の防止対策も講じる必要があること。
- ウ 緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性があること。
- エ 年齢に応じた服用量に留意する必要があること。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があること。

8. 要配慮者への配慮

(1) 在宅の要配慮者等への配慮

市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、屋内退避、避難など、適時適切な防護措置を講ずる。

ア 在宅の要配慮者の安全確保

(ア) 市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別の支援計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。

(イ) 市は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。

(ウ) 市は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯情報端末等の情報機器の活用や、手話、筆談等、情報伝達手段について配慮する。

(エ) 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

イ 要配慮者の生活支援

(ア) 福祉避難所の設置

市は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険福祉施設などを福祉避難所として指定する。

(イ) 社会福祉施設への緊急入所

市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障害者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

(ウ) 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

市は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。

(エ) 要配慮者の実態調査とサービスの提供

市は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

(2) 病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

(3) 社会福祉施設等

社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた災害対策マニュアルや避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

9. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ学校等が定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者に引き渡した場合は、市又は県に対し速やかにその旨連絡する。

10. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、観光施設等不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させる。

11. 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の指示等をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立する。

12. 飲食物、生活必需品等の供給

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

第4 飲食物の出荷制限、摂取制限等

ア 市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

イ 市は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

第5 緊急輸送、救急医療活動**1. 緊急輸送活動の範囲と順位****(1) 緊急輸送の順位**

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、氷見市及び関係市町村の対策本部長等）、災害応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員）

第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予想のための専門家・資機材の輸送

第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

② 負傷者、避難者等

③ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー及び必要とされる資機材

④ コンクリート屋内退避所、避難場所を維持・管理するために必要な人員、資機材

⑤ 食料、飲料水等生命維持に必要な物資

⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

2. 緊急輸送体制の確立

市は、災害応急対策を実施するに当たり、人員及び物資等の輸送に必要な車両、航空機を調達し、輸送力の確保に努める。輸送活動を行うに当たっては、人命の安全、被害の防止、災害応急活動の円滑な実施に配慮する。

3. 救急医療活動

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第6 住民等への的確な情報伝達活動

1. 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

(2) 実施方法等

市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備し、多様なメディア等の利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、下記の項目について、繰り返し伝達する。

- ・異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
- ・空間放射線率の計測値等の周辺環境情報及び今後の予測
- ・各区域あるいは集落別の住民の取るべき行動の指示

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第7 自発的支援の受け入れ等

1. ボランティアの受け入れ等

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2. 国民等からの義援物資、義援金の受け入れ

(1) 受付

市は、義援金、救援物資の受付先を定めておく。なお、救援物資については、受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通して公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。

(2) 保管

市は、義援金の保管方法や救援物資の集積地を定めておく。

(3) 配分

義援金の配分は、県、市町村、日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置し、この委員会において定める。また救援物資の配分は、県、市町村と協議のうえ、それぞれが希望する物資を輸送する。

第4節 原子力災害中長期対策

第1 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、北陸電力及びその関係機関とともに、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第2 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

(2) 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく

第3 被災者等の生活再建等の支援

1. 被災者の生活再建等に向けた支援

市は国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

2. 被災者の自立に対する援助、助成措置

市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、出来る限り総合的な相談窓口を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3. 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備導入資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第4 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、風評被害等が生じないように、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

第5 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備する。

